

議案第20号

財産を無償で譲渡すること（(元)西部やまと園）について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	西伯郡南部町阿賀字宮ノ谷15番4 ほか2筆	6,930.89平方メートル

2 相手方

南 部 町

3 理 由

(元)西部やまと園の周辺の土地、通路及び水路等は、地域住民が利用するものであり、南部町が地域の実情に応じた管理を行うため、同町に無償で譲渡しようとするものである。